

# 国立研究開発法人理化学研究所（生命機能科学研究センター）と国立大学 法人信州大学との間における連携・協力の推進に関する協定書

## （目的）

第1条 本協定書は、国立研究開発法人理化学研究所（生命機能科学研究センター）（以下「BDR」という。）と国立大学法人信州大学（以下「大学」という。）が、相互に設立の趣旨を尊重し、両機関の研究・教育能力及び人材等を活かし連携・協力することによって、多分野での研究・教育の進展を図ることで、我が国の学術及び科学技術の振興ならびに人材育成に資することを目的とする。

## （連携・協力の推進）

第2条 BDR及び大学は、前条の目的を達成するため、以下の連携協力を推進する。

- (1) 共同研究等の研究協力
  - (2) 人材養成（学生への研究指導の実施を含む。）
  - (3) 研究連携室の設置
  - (4) その他本協定の目的を達成するために必要な協力
- 2 BDR及び大学は前項の連携・協力を実施するため、必要に応じて本協定書に基づく個別覚書等を締結するものとする。

## （研究連携室の設置）

第3条 大学はBDRと協力して前条の連携・協力の推進のため、先鋭領域融合研究群バイオメディカル研究所に、研究連携室を設置する。

- 2 BDR及び大学は前項の研究連携室を使用し、相互の共同研究の推進、人材交流、大学の学生への研究指導等の人材養成等に務めるものとする。
- 3 研究連携室に研究連携室長を置き、大学の先鋭領域融合研究群バイオメディカル研究所長をもって充てる。
- 4 この研究連携室の設置及び運用の詳細取り決め、並びに人材交流に関して必要に応じて別途覚書等を締結するものとする。

## （連携推進協議会）

第4条 BDRと大学は、本連携・協力を推進するため、連携推進協議会を置き、必要に応じて相互の協議を行う。

## （既存協定等の取扱い）

第5条 本協定書の締結前に取り交わされた相互の協定書等は、本協定書第2条第2項の規定に基づき締結されたものとみなす。

## （有効期間）

第6条 本協定書の有効期間は、令和3年7月1日から令和8年6月30日までの期間とする。ただし、その後、連携・協力内容の評価を行い、有効期間満了の3カ月前までに、いずれかから延長の申し出があったときは、双方協議の上1年間延長できるものとし、それ以降も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その途中において協定を終了する場合は、双方合意した場合に限り、協定を終了することができる。

(疑義の解決等)

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、改定の必要が生じた場合又はこの協定に定めるものほか必要な事項を新たに定める場合は、双方が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、BDR及び大学それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月1日

国立研究開発法人理化学研究所  
生命機能科学研究センター

センター長 西田 栄介



国立大学法人信州大学

学長 濱田州博

